

第2期福岡県アレルギー疾患対策推進計画 素案の概要

令和5年度第2回
福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課
令和5年11月7日

目次

- 1 計画の基本方針 ……1P
- 2 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」改正のポイント ……2P
- 3 「アレルギー疾患対策基本法」及び「基本指針」と現計画の対応 ……3P
- 4 第2期福岡県アレルギー疾患対策推進計画 素案(全体版) ……4P
- 5 改定のポイント～基本指針改正の反映～ ……5～6P
- 6 今後のスケジュール ……7P

1 計画の基本方針

計画改定の趣旨

- 平成27年12月25日 「アレルギー疾患対策基本法」(平成26年法律第98号)施行
- 平成29年3月21日 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(平成29年厚生労働省告示第76号)施行



- 令和2年3月 「福岡県アレルギー疾患対策推進計画(令和2年度～令和5年度)」 策定



- 令和4年3月 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(令和4年厚生労働省告示第65号)改正



アレルギー疾患を取り巻く現状を踏まえた取組の強化を図り、福岡県アレルギー疾患医療拠点病院(福岡病院)を中心として、本県のアレルギー疾患対策をより一層推進するため、計画を改定するもの。

計画の期間

- 令和6年度～令和11年度までの6年間とする。
ただし、必要がある場合は、策定から6年を経過する前であっても見直しについて検討を行う。

計画改定の方向性

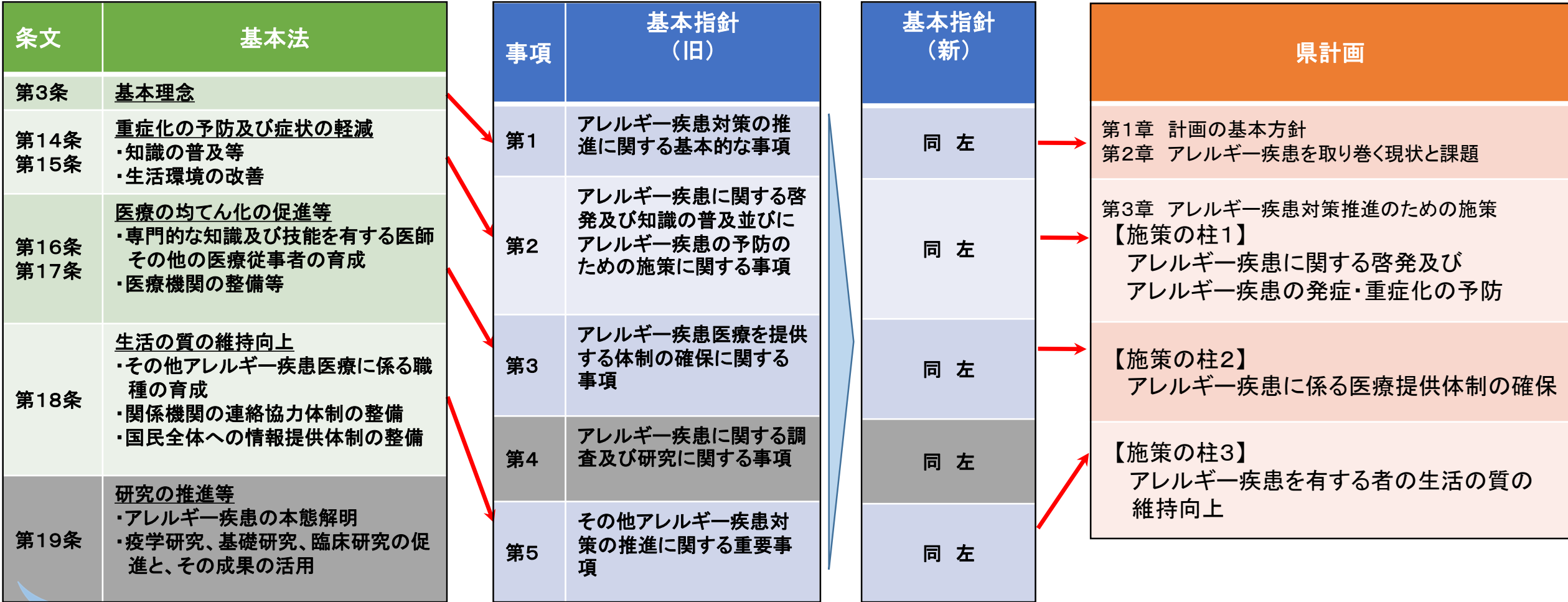
- 現計画の施策の柱は国の「基本法」及び「基本指針」の各事項に合致しているため、施策の柱については変更しない。
- 国の基本指針改正に対応した取組を行う。

2 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」改正のポイント

事項	項目	改正の概要
第1	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項	○アレルギー疾患のコントロールのために、 <u>アレルギー回避だけでなく、免疫寛容の誘導も考慮に入れた環境の改善を図る。</u>
第2	アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項	○アレルギー疾患に関する情報について <u>出生前から</u> 保護者等への普及啓発活動に取り組む。 ○ <u>外食・中食における食物アレルギー表示については、消費者の需要や誤食事故等の実態等に基づき、適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。</u>
第3	アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項	○専門的な取組をより推進するため、医療従事者として、「 <u>歯科医師</u> 」「 <u>管理栄養士</u> 」を明記する。 ○「 <u>アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会</u> 」の検討結果に基づく医療提供体制を整備する。 ○ <u>都道府県拠点病院等は適切な情報の提供、アレルギー疾患医療に関する専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等の推進に協力する。</u>
第4	アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項	○免疫アレルギー疾患の特性に注目した研究等を盛り込んだ「 <u>免疫アレルギー疾患研究10か年戦略</u> 」に基づくアレルギー疾患研究を推進する。 ○ <u>長期的な疾患管理を十分に行う等の観点から、患者の視点に立った研究を推進する。</u>
第5	その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項	○国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるよう環境の整備等に関する施策について各事業者団体に対し、周知を図る。 ○地方公共団体は、 <u>都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて地域の実情を把握し、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、アレルギー疾患対策の施策を策定及び実施するよう努める。</u>

3 「アレルギー疾患対策基本法」及び「基本指針」と現計画の対応

現計画の施策の柱は国の「基本法」及び「基本指針」の各事項に合致している。
 基本指針改正後も各事項に変更はないため、次期計画の施策の柱については変更しない。



地方公共団体が行う基本的施策

法第20条⇒地方公共団体は、(中略)第14条から第18条までに規定する施策を講ずるよう務めなければならない。

4 第2期福岡県アレルギー疾患対策推進計画 素案(全体版)

本県では、施策の方向性を3つの「施策の柱」に整理し、アレルギー疾患対策を総合的に推進していきます。

施策の柱1 アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の発症・重症化の予防

施策1 アレルギー疾患を有する者や家族等への適切な情報提供

- ①一元的な情報の提供<継続>
【個別目標】
福岡病院アレルギーセンターホームページの内容の充実を図ります。
- ②アレルギー疾患に対する正しい知識の普及啓発

施策2 生活環境の改善

- ①大気環境の情報提供<継続>
- ②大気汚染の防止<継続>
- ③花粉症対策<継続>
- ④アレルギー物質を含む食品表示の充実<継続>
- ⑤受動喫煙の防止<継続>

施策の柱2 アレルギー疾患に係る医療提供体制の確保

施策1 アレルギー疾患に係る医療提供体制の確保

- ①アレルギー疾患医療拠点病院の整備<継続>
- ②アレルギー疾患診療連携体制の構築<継続>
- ③アレルギー疾患を診療する医療機関等の情報提供<継続>

施策2 アレルギー疾患に係る医療に携わる医療従事者等の人材育成<継続>

【個別目標】
医療従事者研修会の内容の充実を図ります。

施策の柱3 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

施策1 アレルギー疾患を有する者を支援する人材の育成<継続>

施策2 アレルギー疾患を有する者を支援するための連携体制の確保<継続>

施策3 相談体制の充実<継続>

【個別目標】
福岡県アレルギー相談窓口での対応の質の向上を図ります。

施策4 災害時に備えた啓発の推進<新規>

5 改定のポイント～基本指針改正の反映～

	基本指針	改正の概要
第1	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項	○アレルギー疾患のコントロールのために、 <u>アレルギー回避だけでなく、免疫寛容の誘導も考慮に入れた環境の改善を図る。</u>
第2	アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項	○アレルギー疾患に関する情報について <u>出生前から</u> 保護者等への普及啓発活動に取り組む

県計画	改正の内容
<p>【施策の柱1】 アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の発症・重症化の予防</p> <p>(1)アレルギー疾患を有する者や家族等への適切な情報提供</p> <p>①一元的な情報の提供</p>	<p>アレルギー疾患を有する者やその家族が正しい知識のもとに適切に自己管理ができ、また、アレルギー疾患を有する者を支援する関係機関の職員等が適切に指導できるよう、以下の内容を県や拠点病院ホームページで提供します。</p> <p>ア アレルゲンの除去や回避、アレルギー免疫療法を含めた発症及び重症化予防、症状の軽減方法等の科学的根拠に基づいた最新の情報</p>
<p>②アレルギー疾患に対する正しい知識の普及啓発</p>	<p>アレルギー疾患を有する者やその家族の平時からの自己管理が重要であるため、拠点病院と連携し、アレルギー疾患を有する者やその家族、地域住民に対して講習会を実施します。</p> <p>また、妊婦や乳幼児の保護者に対してリーフレット等を利用した周知を行う等、出生前から正しい知識を普及啓発します。</p>

5 改定のポイント～基本指針改正の反映～

基本指針	改正の概要
第5 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項	○ <u>地方公共団体は、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携し、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。</u>

県計画	改正の内容
【施策の柱3】 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上 (4)災害時に備えた啓発の推進	アレルギー疾患を有する者やその家族に対し、平時からの災害への備えや災害発生時における対応について、ホームページ等で周知を図ります。 また、避難所の管理者が食物アレルギーに対応した食品等の備蓄や、避難所等で適切な対応を行うことができるように、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署と連携し、「避難所運営マニュアル作成指針」や「災害時健康管理支援マニュアル」等を整備し、市町村に対する周知を行います。

6 今後のスケジュール

